

第8回農地部会議事録

- 1 招集日 平成29年8月7日（月）
- 2 開会日時及び場所
平成29年8月7日（月） 午後2時10分
雲仙市役所本庁舎別館3階防災対策室
- 3 閉会日時 平成29年8月7日（月） 午後3時06分
- 4 委員氏名

(1)出席者（15名）

3番 大島 忠保	4番 渡部 篤	7番 渡辺 勝美	8番 本田 岩勝
9番 林田 剛	10番 横田 晴喜	11番 松尾 文昭	14番 吉田 良一
16番 森崎 茂徳	18番 内田 弘幸	24番 草野 定	28番 田浦 則利
32番 鵜殿 徳康	34番 馬場 保	36番 川内 幸徳	

(2)欠席者（3名）

1番 水口 正好 15番 平野 利光 33番 渡邊 茂徳

(3)部会長の依頼により出席した委員（1名）

35番 小筏 正治

5 議事に参与した者

事務局長	江口 秀司
参 事	増富 浩彦
嘱 託	大石由紀子
嘱 託	松田亜希子

6 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第51号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第52号 農地法第3条第1項目的の買受適格証明願について
- 日程第4 議案第53号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第54号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第6 議案第55号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 日程第7 議案第56号 農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取について

午後 2 時 10 分開会

○事務局長（江口 秀司君） こんにちは。農業委員会等に関する法律第 28 条第 4 項の規定に達しております。部会長に開会をお願いいたします。

○議長（馬場 保君） 皆さん、改めまして、こんにちは。昼間の暑い中、また盆前のせわしい中に、ご参集いただきましてまことにありがとうございます。

それでは始めさせていただきます。

ただいまから平成 29 年第 8 回雲仙市農業委員会農地部会を開会いたします。各委員の協力方、よろしくをお願いいたします。

本日の付議すべき事項として、議案第 51 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、議案第 52 号農地法第 3 条第 1 項目的の買受適格証明願について、議案第 53 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、議案第 54 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、議案第 55 号農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について、議案第 56 号農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取について、以上 6 件を付議します。

議事進行上、発言される場合は挙手をして、議長が指名をしてから起立し、マイクを通して発言してください。また、携帯電話は電源をお切りになるか、マナーモードに設定くださいますようお願いいたします。

早速議事に入ります。

日程第 1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規程第 12 条の規定により、36 番、川内委員、3 番、大島委員両委員を指名いたします。

次に、日程第 2、議案第 51 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（大石 由紀子君）

（議案第 51 号について議案書をもとに説明）

○議長（馬場 保君） ありがとうございました。

受付番号 40 番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。吉田委員。

○委員（14 番 吉田 良一君） はい、議席番号 14 番、吉田です。

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の受付番号 40 番については、耕作利便のため、買い受ける案件です。農地法第 3 条第 2 項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございました。

受付番号４０番についてご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第５１号、受付番号４０番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号４１番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。吉田委員。

○委員（１４番 吉田 良一君） はい、議席番号１４番、吉田です。

農地法第３条第１項の規定による許可申請の受付番号４１番については、後継者へ贈与する案件です。農地法第３条第２項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございました。

受付番号４１番についてご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第５１号、受付番号４１番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号４２番、４３番は、借受人・譲受人が同一の案件ですので、一括して審議いたします。まず、地元委員の意見をお聞かせください。鵜殿委員。

○委員（３２番 鵜殿 徳康君） はい、議席番号３２番、鵜殿です。

農地法第３条第１項の規定による許可申請の受付番号４２番、４３番については、新たに農地を取得し、営農を始める案件でございます。農地法第３条第２項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題ないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございました。

受付番号４２番、４３番についてご質疑がありましたらお願いします。森崎委員。

○委員（１６番 森崎 茂徳君） １６番、森崎です。

これは４反ぐらいで５１万円で書いてあるんですが本当ですか。

○議長（馬場 保君） 事務局、説明よろしいですか。

○参事（増富 浩彦君） ５１万円で間違いありません。

○委員（１６番 森崎 茂徳君） ４反で５１万円。

○参事（増富 浩彦君） はい。値段が安すぎるということだと思うのですが、譲渡人さんが、もともと譲受人である法人の仲間の一人で、譲渡人さんが農業をやめらすもんやけん、法人でそこを譲り受けるということだそうです。

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑がないようですので、議案第５１号、受付番号４２番、４３番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号４４番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。横田委員。

○委員（１０番 横田 晴喜君） はい、議席番号１０番、横田です。

農地法第３条第１項の規定による許可申請の受付番号４４番については、後継者へ贈与する案件です。農地法第３条第２項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございました。

受付番号４４番についてご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第５１号、受付番号４４番は、許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号４５番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。森崎委員。

○委員（１６番 森崎 茂徳君） 議席番号１６番、森崎です。農地法第３条第１項の規定による許可申請の受付番号４５番については、不在地主が、甥に贈与する案件です。農地法第３条第２項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題ないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございました。

受付番号４５番についてご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第５１号、受付番号４５番は、許可相当と認

めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号４６番、４７番は、借受人が同一の案件ですので、一括して審議いたします。まず、地元委員の意見をお聞かせください。渡部委員。

○委員（４番 渡部 篤君） はい、議席番号４番、渡部です。

農地法第３条第１項の規定による許可申請の受付番号４６番、４７番については、規模拡大のため、農地を借り受ける案件です。農地法第３条第２項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございました。

受付番号４６番、４７番についてご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第５１号、受付番号４６番、４７番は、許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第３、議案第５２号農地法第３条第１項目的の買受適格証明願についてを議題とします。事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（大石 由紀子君）

（議案第５２号について議案書をもとに説明）

○議長（馬場 保君） ありがとうございました。

受付番号２番、３番、４番は、申出者が、長崎地方裁判所島原支部、平成２８年（ケ）第６号公告の期間入札に参加するため、物件農地の買受適格者であるかどうかを証明するものでございます。同一公告の物件であるため、一括して審議いたします。まず、地元委員の意見をお聞かせください。吉田委員。

○委員（１４番 吉田 良一君） はい、議席番号１４番、吉田です。

農地法第３条第１項目的の買受適格証明願の受付番号２番、３番、４番については、農地法第３条第２項に該当するような事実は認められず、証明に当たって問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございました。

受付番号２番、３番、４番についてご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第52号、受付番号2番、3番、4番は、願い出のとおりであることを証明することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、願い出のとおり証明することに決定しました。

お諮りします。議案第52号につきましては、落札者が決定し農地法第3条第1項の規定による許可申請書が提出された場合、その許可を会長に一任することを付帯決議とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、会長に一任することといたします。

次に、日程第4、議案第53号農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（大石 由紀子君）

（議案第53号について議案書をもとに説明）

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号6番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。横田委員。

○委員（10番 横田 晴喜君） はい、議席番号10番、横田です。

農地法第4条第1項の規定による許可申請の受付番号6番については、簡易手続相当の違反事案に該当するものとし、追認申請が提出されたものです。申請人は、平成6年4月ごろより申請地を駐車場として使用されていました。申請地は、農振白地であり、生産性の低いおおむね10ヘクタール未満の一団の区域内にある農地であることから、第2種農地であると考えられます。農地法第4条第2項に該当するような事実は認められず、現地確認においても特に問題はありませんでしたので、許可に当たって問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号6番についてご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第53号、受付番号6番の転用申請を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号7番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。松尾委員。

○委員（１１番 松尾 文昭君） はい、議席番号１１番、松尾です。

農地法第４条第１項の規定による許可申請の受付番号７番については、申請人は、月極め駐車場への転用を計画されております。申請地は、農振白地であり、生産性の低いおおむね１０ヘクタール未満の一団の区域内にある農地であることから、第２種農地であると考えられます。農地法第４条第２項に該当するような事実は認められず、現地確認においても特に問題はありませんでしたので、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございました。

受付番号７番についてご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第５３号、受付番号７番の転用申請を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第５、議案第５４号農地法第５条第１項の規定による許可申請についてを議題とします。事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（大石 由紀子君）

（議案第５４号について議案書をもとに説明）

○議長（馬場 保君） ありがとうございました。

受付番号３０番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。横田委員。

○委員（１０番 横田 晴喜君） はい、議席番号１０番、横田です。

農地法第５条第１項の規定による許可申請の受付番号３０番について、申請人は、工場立地法で定められた、緑地帯への転用を計画されております。工場立地法に関しては後ほど事務局より説明をお願いいたします。申請地は、農振白地であります。１０ヘクタール以上の一団の農地の区域内にある農地であることから、第１種農地であると考えられます。しかし、転用目的が既存施設の拡張にあたるため、第１種農地の不許可の例外に該当するものとし、許可をすることができる案件であると思われます。農地法第５条第２項に該当するような事実は認められず、現地確認においても特に問題ありませんでしたので、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございました。

事務局、説明をお願いします。

○参事（増富 浩彦君） 工場立地法という法律の目的なんですけども、工場立地が環境保全を図りつ

つ適正に行われるようにするため、工場立地に関する調査の実施、工場立地に関する準則の公表及びこれらに基づく勧告、命令等を行い、これらを通じて、国民経済の健全な発展と国民の福祉に寄与することを目的として定められております。

今回この件に関して簡単に言いますと、工場敷地がありまして、その25%以上を緑地帯として設けなければならないというふうに決まっております。申請者の本多産業さん、以前にも工場関係の建物が転用で上がってきているんですけども、前回、平成27年に工場を増築されて、それでその緑地帯というのが25%以上を満たさなくなったため、今回ここを購入して緑地帯をつくるということで申請が上がっております。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号30番についてご質疑がありましたらお願いします。

○参事（増富 浩彦君） ちょっとつけ加えなんですけど、住宅の建ぺい率と同じような考え方でいいと思います。100平米ある、100あるとこに100は建てられないということですね。工場であってもですね。そこに25%以上緑地帯を設けなさいということになつとるというふうに理解してもらえれば、簡単ななとは思いますが。

○委員（32番 鵜殿 徳康君） いいですか。わざわざ購入してつukらないといけないのですか。

○参事（増富 浩彦君） 足りなければですね、はい。

○委員（32番 鵜殿 徳康君） ちょっとそれと、そういう法律はわからなくてもいいんですが、その工場の規模はどうなんですかね。

○参事（増富 浩彦君） 規模。

○委員（32番 鵜殿 徳康君） 大体アパートでも何でも、大型につくった場合は、そういう緑地帯を設けないといけないのですか。

○参事（増富 浩彦君） 特定工場というのが、定められておるみたいです。業種あたりがですね。

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑ございませんか。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第54号、受付番号30番の転用申請を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号31番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。横田委員。

○委員（10番 横田 晴喜君） はい、議席番号10番、横田です。

農地法第5条第1項の規定による許可申請の受付番号31番について、申請人は、駐車場用地への

転用を計画されております。申請地は、平成29年6月29日に農用地の用途区分変更がされております。おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地であると考えられます。しかし、転用目的が、既存の農業用施設の駐車場であることから、第1種農地の不許可の例外に該当するものとし、許可をすることができる案件であると思われます。農地法第5条第2項に該当するような事実は認められず、現地確認においても特に問題はありませんでしたので、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございました。

受付番号31番についてご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第54号、受付番号31番の転用申請を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号32番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。大島委員。

○委員（3番 大島 忠保君） はい、議席番号3番、大島です。

農地法第5条第1項の規定による許可申請の受付番号32番については、申請人は、住宅用地への転用を計画されております。申請地は農振白地であり、生産性の低いおおむね10ヘクタール未満の一団の区域内にある農地であることから、第2種農地であると考えられます。農地法第5条第2項に該当するような事実は認められず、現地確認においても特に問題もありませんでしたので、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございました。

受付番号32番についてご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第54号、受付番号32番の転用申請を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号33番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。大島委員。

○委員（3番 大島 忠保君） はい、議席番号3番、大島です。

農地法第5条第1項の規定による許可申請の受付番号33番については、申請人は、賃貸住宅2棟

への転用を計画されております。申請地は、農振白地であり、生産性の低いおおむね10ヘクタール未満の一団の区域内にある農地であることから、第2種農地であると考えられます。農地法第5条第2項に該当するような事実は認められず、現地確認においても特に問題ありませんでしたので、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号33番についてご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第54号、受付番号33番の転用申請を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号34番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。大島委員。

○委員（3番 大島 忠保君） はい、議席番号3番、大島です。

農地法第5条第1項の規定による許可申請の受付番号34番について、申請人は、住宅用地への転用を計画されております。申請地は、農振白地であり、雲仙市役所愛野総合支所より300メートル以内に存在していることから、第3種農地であると考えられます。農地法第5条第2項に該当するような事実は認められず、現地確認においても特に問題ありませんでしたので、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号34番についてご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第54号、受付番号34番の転用申請を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号35番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。松尾委員。

○委員（11番 松尾 文昭君） はい、議席番号11番、松尾です。

農地法第5条第1項の規定による許可申請の受付番号35番について、申請人は、住宅用地への転用を計画されております。申請地は、農振白地であり、生産性の低いおおむね10ヘクタール未満の一団の区域内にある農地であることから、第2種農地であると考えられます。農地法第5条第2項に

該当するような事実は認められず、現地確認においても特に問題はありませんでしたので、許可に当たっては何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございました。

受付番号３５番についてご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第５４号、受付番号３５番の転用申請を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号３６番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。松尾委員。

○委員（１１番 松尾 文昭君） はい、議席番号１１番、松尾です。

農地法第５条第１項の規定による許可申請の受付番号３６番について、申請人は、駐車場用地への転用を計画されております。申請地は、平成２９年６月３０日に農用地の用途区分の変更がされております。おおむね１０ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第１種農地であると考えられます。しかし、転用目的が既存の農業用施設の駐車場であることから、第１種農地の不許可の例外に該当するものとし、許可をすることができる案件であると思われます。農地法第５条第２項に該当するような事実は認められず、現地確認においても特に問題はありませんでしたので、許可に当たっては何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございました。

受付番号３６番についてご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第５４号、受付番号３６番の転用申請を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号３７番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。渡部委員。

○委員（４番 渡部 篤君） はい、議席番号４番、渡部です。

農地法第５条第１項の規定による許可申請の受付番号３７番について、申請人は、重機搬入路及び現場事務所への一時転用を計画されています。申請地は、農振白地であり、生産性の低いおおむね１０ヘクタール未満の一団の区域内にある農地であることから、第２種農地であると考えられます。

農地法第5条第2項に該当するような事実は認められず、現地確認においても問題はありませんでしたので、許可に当たって問題はないと考えます。

○議長（馬場 保君） ありがとうございました。

受付番号37番についてご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第54号、受付番号37番の転用申請を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第6、議案第55号農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（大石 由紀子君）

（議案第55号について議案書をもとに説明）

○議長（馬場 保君） ありがとうございました。

15ページ、13番から15番は所有権移転による案件、16ページ、16番から17ページ、18番は農地中間管理機構への貸付による案件です。議案第55号に対する質疑を行います。

まず、14ページから15ページについてご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、次に、16ページから17ページについてご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、ただいまから採決を行います。

お諮りします。議案第55号は農業経営基盤強化促進法第18条第3項に適合した適正な計画であると認め、農用地利用集積計画を決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議なしと認め、農用地利用集積計画を決定することとします。

次に、日程第7、議案第56号農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取についてを議題とします。事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（大石 由紀子君）

（議案第56号について議案書をもとに説明）

○議長（馬場 保君） ありがとうございました。

本案件は、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画により、農地中間管理機構

である長崎県農業振興公社へ貸し付けられた農地を、公募申込みをした農業者へ配分する計画が提出されたものです。

議案第56号に対する質疑を一括で行います。質疑の際は、ページ番号と整理番号をお願いいたします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第56号農用地利用配分計画（案）については、特に異議なしと回答することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、議案第56号につきましては特に異議なしと回答することに決定しました。

お諮りします。本農地部会における議決事件について、その条項、字句、数字、その他、整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議なしと認めます。したがって、これらの整理を要するものについては、議長に委任することに決定しました。

これをもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。どうもありがとうございました。

午後3時06分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成29年 8月 7日

議 長

署名委員

署名委員